

「マイナンバー制度の特定個人情報保護評価書（予防接種に関する事務）（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

予防接種事務で保有する特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）ファイルの取り扱い方やリスク対策などを記載した評価書について、市民の皆様から意見を募集いたしました。

その結果、1人の方からご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和3年9月1日（水）～令和3年9月30日（木）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

疾病対策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館、

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		1人（1件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	0人（0件）
	電子メール	1人（1件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
① コロナワクチン接種の予約手続きの際、感じたことについて	1				1
合計	1				1

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
① コロナワクチン接種の予約手続きの際、感じたことについて			
1	<p>当初の年代別優先枠割当ては当時では仕方がないとおもいますが、希望者は電話予約、WEB予約等で申込みの方法でしたが、当然申込みが集中し繋がらない状況が発生していました。</p> <p>そこで一案(地方の都市では実際運用された様)ですが、市からの申込み用紙発送の際特定日時場所を指定し、個人的理由で別な日時場所希望の方や何らかの理由で接種を希望しない方々が折り返し電話やWEB申込みするパターンにすれば申込み集中による繋がらない状況は避けられたのではないのでしょうか？</p> <p>たとえば、相模原市内の人口を80万人として、約1割の方々のか何らかの理由で希望しないとしたら約72万人の方々のが何らかの方法で申込み、当然それに伴う集中が発生しますが、日時場所指定し日時場所の変更希望者または接種出来ない方々の割合が上記9割より遥かに少ないはずですので、集中が避けられたのではないのでしょうか？まして、国、県、市では接種推進しているのですよね、ならば日時場所を指定して方が進捗率は遥かに早かったのではないのでしょうか？また、市の方としても各接種場所でのスケジュールがたてやすいではありませんか？</p>	<p>特定個人情報保護評価書につきましては、特定個人情報の取扱いに関するリスクとその対策を記載するものであるため、コロナワクチン接種の予約手続きは評価書に記載しておりません。</p> <p>ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p>	エ